

居宅介護支援重要事項説明書

介護保険サービスセンター和泉荘

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	介護保険サービスセンター和泉荘
所在地	大分市大字竹矢1006番地の1
事業者指定番号	大分県 4472300062 号
管理者・連絡先	友永 強 097-588-1203
サービス提供地域	大分市、 由布市
人権擁護及び虐待防止責任者・連絡先	友永 強 097-588-1203

2. 事業所の職員体制等

職 種	人 員
管理者	1名（介護支援専門員と兼務）
介護支援専門員	1名以上（常勤 1名以上）

3. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日までです。（ただし、12月31日から1月3日を除く。）
- (2) 営業時間は、8時30分から18時00分までです。
(時間外についても、携帯・併設施設職員等にて対応。)

4. 秘密保持

サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしたりしません。従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする

5. 事業所のサービスの方針等

利用者が自宅において日常生活を営むために、公正、中立な立場で必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用するサービスの種類及び内容、担当する者を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう、事業者との連絡調整その他の便宜の供与を行います。また、指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

利用者及び家族は複数の事業所の紹介を求める事が可能であると共に居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象になるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等や居宅サービス事業所の選定理由を利用者及びその家族に懇切丁寧に説明し利用者から文章による同意を受けます。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター・老人介護支援センター・他の指定居宅介護支援事業者（予防を含む）・介護保険施設・指定特定相談支援事業所等や地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6. 法人の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 七瀬陽史会
代表者名	理事長 外川 陽一
所在地	大分市大字竹矢1024番地の1 電話 097-588-1110
業務の概要	特別養護老人ホーム和泉荘、和泉ショートステイサービス、介護保険サービスセンター和泉荘、和泉デイサービスセンター、和泉デイサービスセンターE型、野津原地域包括支援センター
事業所数	6

7. 利用料金

(1) 利用者負担金

要介護（要支援）認定を受けられた方は、介護保険制度から厚労省が定める額が全額給付されるので自己負担はありません。介護保険適応の場合でも保険料の滞納等により支援事業所に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、利用者は1ヵ月につき要介護度に応じた利用者負担金を事業者へ支払い、支援事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行します。利用者は指定居宅介護支援提供証明書を後日各市町村の窓口に提出しますと、保険給付分の払い戻しが受けられます。

(2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となります。

※料金は【別紙1】のとおりです。

8. 入退院時等連携

- (1) 入退院時等、居宅へ戻る準備として医療者等との連携が必要な場合があります。以下についてご協力をお願いいたします。
- ① 入院もしくは退院の際は、担当介護支援専門員へ連絡してください。
 - ② 担当介護支援専門員の名刺(連絡先)を医療保険証、介護保険証、お薬手帳等と一緒に保管し、入院時等に入院先医療機関等に提示してください。
 - ③ 医療機関が行うカンファレンスに利用者及び家族と共に介護支援専門員が参加し利用者の情報を共有する場合があります。
- (2) 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等において、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員が密接な連携に努めます。

9. 事故発生時の対応

(1) 事故が生じた場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の処置を講じるとともに、速やかに家族及び関係諸機関に事故の発生状況及び今後の対応等について報告いたします。

(2) 事故等により要介護認定に影響する可能性がある場合には市町村（保険者）に事故の概要を報告いたします。

(3) 事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(4) 事業者は、自己の責任に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者の損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行った事にもつぱら起因してその損害が生じた場合。
- ② 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、また不実の告知を行った事にもつぱら起因してその損害が生じた場合。
- ③ 契約者が、急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因してその損害が生じた場合。
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因してその損害が生じた場合。

10. 苦情の処理等

事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(1) サービスに関する苦情については、次の窓口で対応いたします。

社会福祉法人七瀬陽史会 福祉サービス相談委員会	所在地	大分市大字竹矢1024番地の1
	電話番号	097-588-1110
	FAX番号	097-588-0119
	対応時間	08:30~18:00(緊急の場合を除く)
	応対者	福祉サービス相談委員会 幸松 博之

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます

市町村介護保険相談窓口	所在地	大分市荷揚町2番31号
	電話番号	097-534-6111
	FAX番号	097-548-5387
	対応時間	08:30~17:15
	所在地	由布市挾間町向原128-1
	電話番号	097-583-1111
	FAX番号	097-583-3901
	対応時間	08:30~17:00
	所在地	由布市庄内町柿原
	電話番号	097-582-1111
	FAX番号	097-582-3971
	対応時間	08:30~17:00
	所在地	由布市湯布院町川上3738-1
	電話番号	0977-84-3111
	FAX番号	0977-85-3104
	対応時間	08:30~17:00
大分県国民健康保険団体 連合会（国保連）	所在地	大分市大手町2丁目3番12号
	電話番号	097-534-8470
	FAX番号	097-537-8652
	利用時間	08:30~17:15

【別紙1】

● 料金（令和6年4月1日より）

1、居宅介護利用料は要介護度に応じて介護サービスの提供時間開始以降一ヶ月あたり以下の料金になります（厚労省が定める額）。

要介護1、2	10、860円
要介護3、4、5	14、411円

※利用者負担はありません。

2、以下の場合には加算単位をいただきます。

初回加算	最適かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、新規居宅サービス計画を策定した場合及び要介護区分が二段階以上変更の判定を受けた場合、要支援者が要介護認定を受けた場合。	300単位
入院時情報連携加算 (I) (II)	病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は、診療所の職員に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合。 (I) 病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に必要な情報を提供した場合。 ※入院日以前の情報提供を含む。 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。 (II) 病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に必要な情報を提供した場合。	250単位 + 単位
通院時情報連携加算	利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行う。	50単位
退院・退所加算 (Iイ) (Iロ) (IIイ) (IIロ) (III)	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合、退院・退所に当たって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合ただし、連携3回算定できるのは、1回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加し、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合	Iイ：450単位 Iロ：600単位 IIイ：600単位 IIロ：750単位 III：900単位 3回まで
特定事業所加算Ⅲ	中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行なう。専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質に資する事を目的とするもの。	323単位/月
ターミナルマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、居宅を訪問し、心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者提供した場合。	400単位/月

3、介護支援専門員が通常サービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合

①事業所から片道おおむね15キロメートル未満 1,000円

②事業所から片道おおむね15キロメートル以上 1,500円

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。 注※以上の加算についての利用者負担はありません。

【 説明確認欄 】

説明年月日 令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 大分市大字竹矢1006番地の1

事業者名 介護保険サービスセンター和泉荘

説明者 _____

同意年月日 令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人又は立会人

住 所 _____

氏 名 _____ 印